

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律のうち
地域脱炭素化促進事業制度の拡充等に関する説明会 質疑応答

Q1：県と共同で促進区域を設定した場合、市町村の実行計画の改定も必要となるか。

（回答）お互いの区域施策編に位置づけることになるので、改定は必要となる。当該手続きに関しては、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）（以下、「マニュアル」という。）に追記予定としている。また、都道府県と市町村の共同別冊で決定する方法も考えられる。

Q2：都道府県と市町村が共同して区域施策編を策定する場合、例えば県と1つの市が共同して促進区域を定めることができるという理解でよいか（市町村は複数でなくてもよいか）。

（回答）単一の県と単一の市で策定は可能である。

Q3：計画づくり支援事業におけるゾーニング支援のメニューについて、当該交付金を活用した場合、促進区域の設定は義務になるか（交付要件となっているか）。

（回答）補助事業の完了日が属する年度の終了後2年以内に促進区域等の設定が要件となっている。

Q4：事業計画の認定を都道府県が担うのは、事業エリアが複数市町村にわたる場合のみということか。

（回答）お見込みのとおり。

Q5：地域脱炭素化促進事業のメリットであるワンストップ特例の作業イメージを持ってないが、環境担当窓口業務の大幅な増加が懸念されるのではないか。

（回答）基本的には事業者からの認定申請を受け、都道府県等許認可権者に照会することとなる。参考様式についてもマニュアルで示しており、事前に事業者が調整するケースも多く、市町村の調整が大幅に増加することは想定していない。所管の地方環境事務所にもご相談

願いたい。

Q6：自治体にとって、再エネ導入に係る許認可手続きが大きな負担となっている。地域で再エネ事業を行う事業者に対する周辺住人への説明会等は再エネ特措法でカバーされているところもあると認識しているが、温対法地域脱炭素化促進事業制度とのすみ分けはどのように考えればよいか。また、当該制度はポジティブゾーニングの仕組みとの認識だが、促進区域における認定事業への優遇措置拡充は検討されているか。

（回答）再エネ特措法とのすみ分けについて、再エネ特措法の改正により、住民説明会の開催が必須となった。温対法の協議会も同時に行う場合があるが、再エネ特措法における説明会の要件を満たす内容で温対法の協議会を開催すれば、協議会の開催をもって説明会に代えることができる。

優遇措置拡充に関しては、事業者が環境調査等の FS 調査を実施する際の経費に対する補助事業に取り組んでいるところである。

Q7：自らの自治体区域外に所有している土地を促進区域として設定することは可能か。

（回答）促進区域の設定は、自治体区域内に限ることとなる。

Q8：再エネ発電設備に係る課税標準の特例措置について、適用期限が「令和 7 年度末まで」となっているが、延長等の予定はあるか。

（回答）政府及び与党議論を踏まえ、運用状況も鑑みて検討することとなる。

Q9：隣接している都道府県の市町村と共同策定するなど、都道府県区域境界を越える事業計画認定申請の認定事務手続きを実施する主体はいずれになるか。

（回答）都道府県区域境界を越える事業計画認定は、今回の法律では措置されていないため、市町村それぞれが認定主体となる。

Q10：田畑に太陽光発電が乱立していることが課題となっているが、促進区域を設定することで田畑への野立て太陽光の抑制は可能か。

（回答）地域脱炭素化促進事業制度は、促進区域外への再エネ設置を禁止するものではないため、促進区域外への再エネ設置を規制するものではないが、農地以外を促進区域とすることで促進区域内に再エネ設置を誘導し、間接的に誘導することが可能と考えられる。